

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

②施設・事業所情報

名称： 安城市立高棚こども園	種別： 幼保連携型認定こども園	
代表者氏名： 林田 美穂子	定員（利用人数） 64（38）名	
所在地： 愛知県安城市高棚町郷181番地		
TEL： （0566）92-0926		
ホームページ： https://www.city.anjo.aichi.jp/shisei/shisetsu/hoiku/takatana.html		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和34年8月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 安城市		
職員数	常勤職員： 7名	非常勤職員 3名
専門職員	保育教諭 7名	保育アシスタント 1名
		子育て支援員 1名
施設・設備の概要	乳児室・ほふく室 1	調理室1 倉庫、砂場、滑り台
	保育室4 遊戯室1 職員室1	ジャングルジム、足洗い場

③理念・基本方針

<p>【理念】 入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行います。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭との緊密な連携の下に環境を通して養護と教育を一体的に行います。 ・乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活が出来るように環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動出来るようにします。 ・乳幼児一人一人の特性に応じ、発達課題に即した指導を行います。 ・乳幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい遊びや生活が出来るよう総合的な保育を行います。 ・一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、親子関係や家庭生活等に配慮しながら援助します。

④施設・事業所の特徴的な取組

老人クラブとの交流や町内会行事への参加、発達支援センターに通所する児童との交流など、年長児を中心とした地域との繋がりや触れ合いを大切にしている。また、未就園児や異年齢児との交流の機会を大切にしている。
さらに町内の盆踊りの会場として毎年園庭を開放する等、地域との交流を深めている。あわせて、ボランティアの協力によりヒョウタンの栽培をしたり、畑で育てた野菜を調理して食べたりして、栽培や収穫の楽しさを味わえる保育活動を展開している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 5月 31日（契約日）～ 令和 6年 3月 1日（評価決定日） 【令和 5年 12月 22日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	3回 (平成30年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・安城市のアクションプラン、園の中・長期計画、園の単年度事業計画の関係が整理され、有機的なつながりをもって実行されている。
- ・安城市の指導のもと、保育に関わる様々な計画やプランが策定・整備され高棚こども園の実情に合わせた運営や保育が実行されている。
- ・ゆったりとした時間が流れるような園の雰囲気がある。体制にゆとりがあることが要因であることは伺えたが、保育者が常にこやかに優しい言葉がけを行っていることで子どもの育ちにつながっていることが理解できた。
- ・古い園舎であり中規模改修工事が過去からあることから、色々と使いにくい箇所があると思われるが、整理や清掃等がしっかりされており、保育者の心配りが行き届いていることが感じられる。
- ・子どもと保育者の関係性が良好であることを保育の中で感じる事ができた。今後も子どもとの関係づくりを第一に考えて保育を行っていただきたい。
- ・園内研修においては、子どもの姿を捉えてカンファレンスを重ねている。大変良い取り組みであるので、この取り組みがさらに活かされるような方法を考案されたい。

◇改善を求められる点

- ・様々な事業項目を策定し遂行されているが、中・長期の計画としての全体像を文書化されたい。
- ・子どもが一斉に動く時間が多いと感じられた。保育がゆとりのある体制であるからこそ子ども自身が考えて、遊びが展開できるように保育内容や遊びの環境づくりについて考えていただきたい。
- ・保育者の保育への情熱がインタビューから感じられた。保育者の保育への気持ちを十分に発揮できるような園内研修や計画づくりを若手の保育者中心に考えていかれることを期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価の受審にあたり、評価基準を理解し、職員間で対話しながら自己評価を行う中で、園に求められていることや園のあるべき姿を振り返り再確認するよい機会となった。また、職員の改善意識の向上や課題を共有して協力する体制づくりにつながった。改善を求められる点について、保育者の保育への情熱を限りなく保育実践に結びつけられるように、園内研修の取組みをさらに発展させ、子どもとの信頼関係を軸に遊びや生活環境の工夫に努め、保育や職員の質の向上につなげていきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。
 ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> ・理念は安城市で統一され、それを基に園の基本方針、保育目標も明文化されている。その内容は、事業計画、重要事項説明書、園のしおり、パンフレット、園だよりなどに記載されている。あわせてホームページにも掲載しパンフレットも市役所や町内会事務所に設置している。保護者に対しては入園時に重要事項説明書などを使用して丁寧に説明し、毎月の園だよりにも記載し周知に努めている。 ・職員間においては理念、基本方針、保育目標などを毎日の朝礼時に唱和し、職員会議や園内研修においても周知を図っている。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①・b・c
<コメント> ・社会福祉事業全体の動向や地域の福祉に対する需要の動向は、安城市からの「福祉のあらまし」や統計資料などから把握している。 ・園の位置する地域の保育ニーズについては、地域活動や行事（町内会等）、各種会議、保護者との対話などを通して把握し分析を行っている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	①・b・c
<コメント> ・経営主体である安城市の保育課から経営課題として提示された「年度の重点目標」のうち、自園で重要と思うものを「年度目標」に定め年度当初に職員に説明している。園長は年度目標の細目の実行を各職員に割り振り、年3回実施状況をフォローして、年度中の完了を目指して職員を支援している。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・①・c
<コメント> ・安城市の「公立園アクションプラン」に基づいて中・長期計画を策定し推進している。 ・中・長期計画の実施項目は事業報告の中では明確になっているが、先ず計画段階において実施項目及び各年度ごとの実施内容と目標を明確にして「中・長期事業計画」を文書として作成されることを期待する。			

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・単年度事業計画は中・長期計画の各項目を反映して作成されている。事業報告では事業計画の項目毎に詳細の実施内容が記載され、実施結果の評価・反省が行われていることから、実行可能な単年度計画が策定されていることが分かる。 ・事業報告に記述されているレベルの「詳細な実施内容」を、単年度事業計画に記載することで、全容を把握することが出来るようにするとともに、担当職員の割り振りにも活用することを検討されると良い。 		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画は詳細の実施内容ごとに年度末に職員会議等で振り返りを行い、その結果を踏まえて新年度の事業計画を策定している。行事計画の振り返りは、行事を実施した都度行っている。当園では中・長期事業計画の項目と単年度事業計画の項目が対応付けられ、単年度計画の評価・見直しがそのまま中・長期計画の評価・見直しに連動する仕組みが出来ている。 ・策定された新年度の事業計画は全職員に配布し、年度当初の職員会議で園長が説明している。事業計画はマニュアルと共に一人ひとりが保管し、評価・見直しに利用したり、実施にあたっての注意事項を書き込んだりする等、園独自の活用をしている。 		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者には事業計画の主な内容につき入園時説明会や園のしおりで説明している。また、保護者向けに作成した事業計画や行事予定表を配布したりHOICT（園業務支援システム）で流したりして、理解を深めるとともに、行事への参加がしやすいよう配慮している。 ・保護者アンケートからも園が事業計画を保護者に説明した成果を見て取ることが出来る。 		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画、指導計画、行事計画等に関する評価・見直しを定期的に職員会議等で行い記録を残している。 ・保育者一人ひとりの自己評価も毎週実施され主任の指導を受けて改善する仕組みが出来ている。また、全国保育士会の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を実施するとともに、子どもへの話し方についても具体的な例をもとに話し合いを行っている。 ・運動会、発表会、保育内容に関する保護者アンケートを行い、結果や対応を職員会議で話し合っている。 ・計画等の振り返り、個人ごとの自己評価実施、保護者アンケートの実施に加えて、第三者評価基準等の定められた評価基準に基づいて、園としての自己評価を定期的に行い、保育の質の向上を図る取組についても期待したい。 		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議における事業計画、指導計画、行事計画の評価結果、自己評価結果、保護者アンケート結果などから課題を抽出して、改善に取り組んでいる。 ・園としての定期的な自己評価に取組み、保育面における課題だけでなく、組織運営面も含めた総合的な課題を明確にして改善に努められることを期待する。 		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長の役割と責任は「運営規程」「組織図」「職務分担表」等で明確に定められている。 ・園長は年度始めの職員会議や個人面談において理念や基本方針、保育目標、今年度の方針、自らの役割や責任について説明し話し合いを通して理解を促している。 ・あわせて「園長の責務」「園長の思いと職員皆様へのお願い」「大切にしたいこと」を書面で作成し、職員に説明するとともに、職員室内に掲示することで理解を促している。 ・園長不在時の権限委任についても「指揮権順位表」を作成・掲示し明確にしている。 			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は「子どもの最善の利益」に係る法令を調べ、ポイントを纏めて資料を作成し職員に説明している。また、全国保育士会の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いて、職員の遵守状況を確認するとともに、話し合いをして理解を深めている。 ・コンプライアンス遵守に関する研修を受講したり、評価基準が求めている幅広い分野における法令遵守のためのチェックリストについて検討したりする等して、法令遵守に関する取組を推進されたい。 			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a ・ ③ ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は「年度目標シート」に園としての課題を載せ、職員に役割を割り振って、指導しながら目標達成に努めている。また、主任の役割ではあるが「保育士指導計画」や「目標チャレンジシート」を使った職員の育成にも関与し指導力を発揮している。 ・園長は保育の質の向上には保育者の主体的な保育への取組や保育者同士の協力・協同が必要と考えてその充実を目指している。今後も保育者がそれぞれの主体性を持ちながら、チームとしての力を発揮して、より一層の保育の質の向上に取組むことが出来る体制の構築を期待する。また、園としての自己評価を実施して保育に関する課題を把握し、その解決に取組まれることを期待する。 			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	④ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は一人ひとりの能力、経験、持ち味を生かした職員配置を行い業務の実行性向上に努めている。また、仕事を見える化して、他の職員が手伝う等、全体で業務をこなす意識作りや体制の構築を進めている。 ・業務改善に関するネットの情報を参考にして、園で導入しているHOICTのいろいろな場面における有効活用を他の園に先駆けて実施して効果を上げている。直近の例としては保護者アンケートをHOICT経由で行うことにより、集計や取りまとめの時間を大幅に短縮した。 			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安城市がホームページや広報で職員募集をして人材を確保している。 ・新任職員に対しては新人研修、OJT、メンター制度、同期との交流会、園長経験者の指導等、定着のための施策が行われている。 ・園では休暇取得への配慮、時間外労働の抑止に努めるとともに、面談で職員の事情や思いを聞く等して、ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場にするための取組を進めている。 		
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事管理は安城市が定めた制度に従い運用されている。 ・期待する職員像はグランドデザインに記載され、職員に周知されている。人事評価は「人事評価マニュアル」及び「目標チャレンジ制度の手引き」に沿って行われ、新任園長には研修で具体的に説明を行っている。 ・園長は評価時の面談や面談シート兼人事評価報告書により職員の希望、意向、適性を把握し人事管理に繋げている。 ・誰が上司になっても同じ基準で同じ評価結果になるように、ルールを周知して公正な人事管理を行うように努めていることが伺える。 		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスを配慮した職場環境づくりに取り組んでいる。有給休暇は年間18日取得することを目標にして上期、下期で取得する日数を予定として決めている。時間外労働は職員会議が延びた場合が殆どで月2~3時間程度である。 ・園長は年度初めの面談、目標チャレンジの面談、評定の面談等何度も職員との面談の機会を持ち、意見・意向の聴取をして職場環境の改善に反映させている。また、職員に常に声掛けして、話し易い状況を作り出している。 ・ハラスメント防止等に関する規程の作成、職員研修、相談窓口の設置、ハラスメント調査等を実施してハラスメントの防止に努めている。 		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は期首に全職員と面談し、自身の期待と職員の意向をもとに各職員の目標を定めている。 ・ここで定めた目標は、職位により「目標チャレンジシート」、「個人の目標シート」に展開され、人事評価、職員育成に結び付いた取組として実行されている。実行に際しては、園長、主任が定期的にフォローしアドバイスを与えて職員の育成に努めている。 		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「期待する職員像」は職員との会議・面談の中で周知し、グランドデザインにも記載し掲示している。 ・研修は安城市の計画に基づく研修、園が計画する園内研修、個人的に取り組む研修に分類され、グランドデザインに記載された「期待する職員像」、「目指す子ども像」実現に向けて計画的に実施されている。 ・園内研修計画は、園長も含め職員の資質向上に繋がるよう、公開保育、事例検討、危機管理、ハラスメント防止など、保育現場に合った具体的な内容となっており、その都度研修内容や方法の見直しを図っている。 		

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安城市が計画した階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等に参加出来るよう配慮し、内部研修も頻繁に行っている。あわせて外部研修の情報もその都度職員に伝えて受講を勧めている。研修受講後には研修報告書を作成し職員会議で報告することになっており、職員間で研修成果の共有を図っている。 ・職員が入職後に受講した全ての研修を「研修カード」に記録し、内容、学んだ事、保育に取り入れた事、理解度等を管理し研修に漏れがないようにしている。 		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生受け入れマニュアル、保育体験学習受け入れマニュアルに基づき実習生を毎年1人または2人受け入れている。 ・養成校からの実習関係書類から要求事項を確認して、園で実習計画を立案している。職員の資質向上にも役立つことから積極的に取り組んでいる。実習期間中には養成校の指導教官も来園して充実した実習とするための話し合いを行っている。 ・現在は園長が実習に関する注意事項等について養成校との情報共有を行い職員に伝えているが、今後は実習生を指導する職員に対して研修を実施する等、より効果的な実習が可能となるよう配慮されたい。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育理念や基本方針、保育目標、子どもの様子、行事計画、第三者評価の受審結果などをホームページに掲載している。保護者向け事業計画、高棚こども園NEWSは掲示板に掲示すると共に、町内会の全家庭に届けている。 ・園のパンフレットは、園の見学や未就園児交流（にこにこランド）に来園した保護者に配布し、市役所保育課にも置いている。 ・運営の透明性を確保するために、事業計画、事業報告、第三者評価結果への対応内容などもホームページで公表されることを期待する。 		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安城市が支出、購買、事務手続きについての手順書等を策定し、関係者に周知している。園ではこの手順に従い業務を実施している。 ・市の内部監査を定期的に受け、指摘に対しては改善を行い適正な運営に努めている。 		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期計画に重点課題として「地域活動事業の充実を図る」を挙げ計画的に地域との交流に取り組んでいる。 ・老人クラブ、小学校、町内会、発達支援事業所等と園の行事に招待したり、出かけて行事に参加したりする定期的な交流を持ち、子どもの社会性を育むとともに、社会資源としての子こども園を地域に認知してもらうことにも役立てている。 			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア受け入れマニュアル、保育体験学習受け入れマニュアルに基づき、地域との交流としてボランティアの受入、学校教育への協力を行っている。ボランティアの内容はひょうたん栽培、年長児童への素話及び年中・年少児童への絵本の読み聞かせである。 ・子どもの社会との触れ合いの機会ととして、出来るだけ幅広い分野のボランティア受け入れに取組まれたい。 			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な社会資源として小学校、児童相談所、発達支援事業所、警察、保健所、医療機関などをリスト化し職員間で情報を共有している。また、子どもや保護者の状況に対応出来る子育て情報誌も活用している。 ・中学校区の「あいあい会議」、小学校との幼保小連絡会、教育支援連絡会など地域の関係機関との情報交換会を定期的に行い、参加した時の情報を職員に説明するとともにファイルに保管し共有している。 			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	④ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就園児を対象とした「にこにこランド」（園庭開放）を定期的で開催し、保護者との情報交換や地域の福祉ニーズの把握に取り組んでいる。また、子どもと老人クラブとの交流会開催時にも話を聞き、福祉ニーズを把握している。 ・民生委員との話し合い、地域の種々の会議への出席時にも福祉ニーズの把握に努めている。 			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	⑤ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの活性化とまちづくりに貢献するために、町内会行事に積極的に参加している。 ・小学校で職業講話を行ったり、福祉センターで保育に関する話をしたりするなど、園の持つ専門的な情報やノウハウを地域社会に還元出来るよう取り組んでいる。また、未就園児向けに園庭開放を定期的に行い、保護者の相談に乗っている。 ・安全保育マニュアルに基づき災害時における避難者の受入れや帰宅困難児のための物品の備蓄等、地域への支援に積極的に取り組んでいる。 			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c	
<コメント> ・子どもの尊重や基本的人権への配慮について、職員会議や園内研修等の中でマニュアルの見直しや倫理要領を読み合わせる等、保育者の共通理解に努めている。 ・全国保育士会倫理要領学習シート、人権擁護のためのセルフチェックリストを活用して自らの保育を振り返る機会を設けている。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c	
<コメント> ・職員は子どものプライバシー保護や虐待防止等の権利擁護について、職員会議でマニュアルの読み合わせや勉強会を行い共通理解を図っている。 ・保護者には運営規定や重要事項説明書を通して、周知し、遵守している。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c	
<コメント> ・毎年、パンフレットの内容を分かりやすいものに見直し、保護者が手に取りたくするような工夫をして、市役所保育課に置いている。 ・地域に根差すこども園を目指し「高棚こども園NEWS」を作成し町内会の回覧板で園の取り組みを地域の方に知らせ理解、協力を得よう努めている。 ・園の見学希望者には、随時、個別に対応しており、積極的な情報提供を行っている。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ① ・ c	
<コメント> ・保育の開始については、入園説明会で重要事項説明書、園のしおりに沿って説明をし、重要事項について同意したことを「同意書」に残している。途中入園や配慮の必要な場合の説明についてはルール化されており、個別に対応をしている。 ・入園説明会では質問はなかったとのことであったが、園からの一方的なお知らせになっていないか常に点検を重ね保護者が理解しやすい資料の準備など工夫、配慮を継続されたい。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ① ・ c	
<コメント> ・市内に転園する場合は、保護者に転園先に引継ぎ文書を送付することの許可を得てから、定められた引継ぎの文書を送付している。市外・県外に転園する場合も幼児指導要録を送付し、問い合わせがあった時に対応している。 ・卒園後も園が相談窓口になることをパンフレット、保護者向け事業計画、3月の園だよりに記載し伝達している。 ・子どもの育ちを保障するため保育の継続性に配慮し、変更後も各機関との積極的な情報共有に努められたい。			

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者アンケートを8月、行事後、年度末に実施し、保護者の満足度や意見の把握に努めている。 ・ 年2回の保育参観後、個別懇談会を開催し、保護者と情報の共有をし、理解を得られるようにしている。 ・ 保護者からの意見については、職員会議で話し合い改善案を提示し、アンケート結果は保護者に公表している。 ・ 日々の送迎時の保護者との会話も要望等を受け止める機会とし、保護者と園とが協力して作り上げていくこども園を目指す努力を継続されたい。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情・意見対応マニュアル、苦情解決要綱を定めており、意見箱の設置や苦情解決の体制についての掲示をし、周知に努めている。 ・ 保護者には重要事項説明書に「要望・苦情等に関する相談窓口」を明示し、入園説明会で説明をして配付している。 ・ 保護者が毎日登降園時に打刻する機器付近や意見箱付近等、常に目に付くところへの掲示をし、苦情等を園に申し出しやすい雰囲気づくりや体制を工夫されたい。 		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃から保護者との信頼関係を築いていくよう登降園時、正門に園長や主任が立ち、保護者や子どもに積極的に話しかけ、気さくに会話を交わしている。 ・ 保護者アンケートからも意見を言いやすい雰囲気がある、送迎時に話をするので伝えやすい等の記載があった。 ・ 担任からも、子どもの園での様子を端的にポイントを押さえて伝え、子どもの育ちを保護者と共有できるよう、直接、話をする心をかけている。 		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者からの相談や意見について職員間で検討し、迅速な対応を行うように努め、記録を残し、保育運営に生かしている。 ・ 対応マニュアルに基づき対応されており、マニュアルについても定期的な見直しをしている。 ・ 保護者からの相談や意見は園だよりやメール等を利用して報告をしており、利用者アンケートからも保護者が関心を持って読んでいることが伝わってくる。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は子どもの安全確保と事故防止を常に意識し、保育実践の中でヒヤリとしたことや事故事例を記録に残すようにし発生要因を探り、朝の打ち合わせ時に事故等の情報を共有し、再発防止に努めている。 ・ 安全点検簿を活用し、職員間で園内の危険個所には適切な安全処置をとるようにしている。 ・ 危機管理マニュアルに基づき指揮権の順位等の体制が整えられ、安全確保、事故防止に関する研修を行っている。 ・ 必要な道具などを子どもたちに提供する際は、子どもが自分で判断する機会を奪うことのないリスクマネジメントのあり方を共有し、その体制について工夫されたい。 		

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症発生時対応マニュアルに従い、感染症の予防に努めており、今年度は感染症の発生が収まっている。 ・ 感染症が発生した場合は掲示して保護者に知らせ、感染症予防の注意喚起につなげている。 ・ 子どもの安全を守ることは細心の配慮が必要となるため、適切な処置が行えるよう、職員全体で定期的にマニュアルの確認をすることを今後も継続されたい。 ・ 感染症に関する専門的な知識を持つ看護師の配置があると安心できる。看護師について巡回型でもよいので配置されることを期待する。 		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安城市災害対策実施要綱、緊急地震速報発表時の職員行動マニュアルに基づき、防災無線を利用した訓練や様々な災害を想定した毎月の避難訓練、年に一度の引き渡し訓練が実施されている。 ・ 園のある場所は海拔があり大きい河川が近くにならないため、園への浸水の危険はないが、園周辺道路が狭く、家が密集していることから火災対策を考え、遠回りにはなるが危険を避けた避難経路を選び、高棚小学校に避難することが保護者に周知されている。 ・ 子どもたちの安全確保には地域の大人の力も必要と考えられるため、行政を通して地域の自治会とも連携を取り、子どもたちの命を守るための取り組みについて検討されたい。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの行動から必要に応じた言葉掛けや対応等の基本的な援助に関して話し合い、子どもの気持ちを大切にしていく方針が職員で共有されている。 ・ 園内研修で保育実践の記録をもとに事例検討を行い、子どもの個性を大切にしていくための支援を具体的に書面に残し、標準的な実施方法として文書化され、保育実践に活かされている。 ・ 公立園に共通する標準的な実施手順については、安城市作成のガイドライン、マニュアル、要綱等に従い保育及び運営が行われている。 		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育実践の事例検討を継続して行い、子どもの遊びがより発展したり、いったん消滅したかのように見えながら復活したりする様子を丁寧に記録に残している。さらに子どもたちとどう関わるか、どのタイミングで声をかけるか等の援助を職員で話し合い、標準的な実施方法を継続的に見直している。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的な計画に基づき年間指導計画を作成している。月、週指導計画の作成は、保育内容を職員で話し合った上で担任が作成している。個別に配慮の必要な子どもには援助方法について職員の意見や気づきを添付しながら検討を重ね、職員間で共通理解をし、指導計画に適切に活かすような仕組みができています。 ・ 家庭や専門機関と連携を密にし、必要に応じて教育センターの園訪問、子ども発達支援センターあんステップの訪問相談を通して助言を受けている。 		

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉓ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間指導計画については年度当初に前年度の引継ぎをもとに評価・見直しが行われている。指導計画は、職員会議や月案会で保育内容について話し合い、職員で共有し会議録として残している。 ・月・週ごとに評価を行い次の指導計画に反映されているが、計画が実践により近づくように、園内研修で行っている子ども理解や関わり方、援助について振り返ってきた記録を活用して、現在使用している指導計画の様式に活かされるように修正を試みられることを期待する。 		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園園児指導要録、個別の指導計画、個別の教育支援計画は、安城市で統一した様式を使用し、書き方マニュアルに基づいて記録している。 ・子どもの情報については、定期的に行われる職員会議、月案会にて職員間で情報共有している。記録する内容等が記録する職員で差異がないよう、園長・主任が中心となって指導を行っている。 ・個別の配慮が必要な子どもについては、子ども発達支援センターあんステップで受けた助言を職員間で共有するとともに、保護者の同意のもと個別の教育支援計画を作成し、個別計画に反映しながら引継ぎを行っている。 		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉕ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護規程に基づき、子どもに関する記録（電子データ含む）は保存・廃棄について管理されている。 ・鍵のかかる書庫に保管し、園外への持ち出しが禁じられている。職員室内にある書庫の鍵は、朝、解錠し、夕方に施錠しており、職員室は、園の開園中は常に職員が在室するようにしている。 ・保護者には、個人情報の取り扱いについて重要事項説明書に記載し、入園説明会で説明し、また、「写真掲載や氏名表示や取扱いについて」のお願いとともに、肖像権、プライバシーや個人情報の保護について同意書の提出を求めている。 ・職員は情報セキュリティ研修を受けたり、プライバシー保護マニュアルを読み理解するようにし、定期的にマニュアルの確認をしている。 		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 安城市の保育理念に基づいた安城市統一の全体的な計画を使用している。 ・ 子どもの姿、家庭や地域の実態は違うので安城市統一のものを活用しながら、園の特色を盛り込んだ全体的な計画を作成することを期待する。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 地域の方の協力を得てグリーンカーテンにもなっているが、育てたひょうたんの実を園内の装飾に利用したり、段差のある所はスロープに改修するなどして、子どもたちが心地よく過ごすことができるよう工夫されている。 ・ 園舎の老朽化に伴い中規模改修工事が予定されているが、改修工事前に照明器具の不具合が発生し、子どもにとって好ましくない状況にある。照明器具の不具合等、子どもの生活に直接影響するようなものに関しては早く修繕することが望まれる。 ・ 保育に利用していない保育室をNPO法人から寄付された木製積み木で遊べる部屋にすること、子どもが好きな遊びを選んで継続して遊べる場所を作ること、畳のコーナーを作ってくつろげる場所にすること、日当たりの良い廊下を利用して子どもが自由に遊べる環境を整える等、現在、現場から出されている環境の改善に向けて努力された。		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 基本理念に基づき、園内研修で、子どもの姿を捉えてカンファレンスを重ね、子どもを理解する取り組みを継続している。 ・ 保育者は一人一人の子どもを受け止めるよう意識しているが、子どもの活動が一斉に行われる時間が多くみられる現状がある。 ・ 子ども一人一人が選んだり、考えたりして、遊びが展開できるような活動のあり方について職員間で検討されることを期待する。		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 手洗い場の近くに手を拭きやすい位置にタオル掛けをおき、子どもたちが使いやすいように配慮されている。 ・ 基本的な生活習慣は「子どもができるようになること」だけが目的ではなく、「就学するまでに自分の生活しやすさを自分で見つけて自ら行動できるようになること」「自分の生活に見通しを持つこと」にあると考えられる。基本的な生活習慣を子どもがどのように身につけていくとよいか、その援助のあり方について、職員で話し合い、共有して子どもたちに関わることができるようになりたい。		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> ・ 園内研修で子どもの姿をよく見て子どもたちの声を大切に「やってみたい」「もっとやりたい」と思える援助や環境構成、遊びの展開を考える取り組みを行っている。 ・ 子どもが主体的に活動する中でどのような力を育てていくか職員間で検討を積み重ね、子どもの生活と遊びをより豊かにする保育につなげられたい。		

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保育を実施しており、生後6か月児から2歳児までは同じ保育室で保育を実施している。 ・一人一人の好みや興味に合わせた玩具を用意し環境を整え、子どもが安心して保育者と過ごせるよう配慮しながら保育を行っている。 ・登園する子どもが毎日同じではない難しさはあるが、保育の個別の記録を書面に残し対面での連絡を丁寧に行い家庭との連携を密にするように努められたい。 		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保育を実施しており、生後6か月児から2歳児までは同じ保育室で保育を実施している。 ・一人一人の好みや興味に合わせた玩具を用意し環境を整え、子どもが安心して保育者と過ごせるよう配慮しながら保育を行っている。 ・登園する子どもが毎日同じではない難しさはあるが、保育の個別の記録を書面に残し対面での連絡を丁寧に行い家庭との連携を密にするように努められたい。 		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5歳児の鬼ごっこに4歳児が仲間に入って遊ぶ姿があり、担任ではない保育者も一緒に遊んでいた。子どもと保育者の関係性が良好であることが保育の中で感じられた。今後も子どもと子ども、子どもと保育者の関係が良好で信頼しあえる保育の内容、方法に配慮して保育を展開されたい。 ・保育室にゆとりがあり、園庭も広いのでその環境の良さを十分に生かし、子ども自身が考えて、遊びが展開できるように保育内容や遊びの環境づくりについて保育者で検討されたい。 		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画や教育支援計画を作成し、子ども発達支援センターあんステップの訪問相談を利用し助言を受けている。 ・並行通園をしている子どもも受け入れ、一人一人の姿から、園内でケース検討を行い環境改善や保育内容の見直しを行っている。保育者が自分の気づきを発現しやすいような記録の様式が工夫されている。 ・今後も保育者と子どもが安心して生活できる保育のためにケース検討を継続されたい。 		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常保育から預かり保育へ移行する時に保護者からの連絡事項等は、連絡を受けた保育者がノートに記載するなどして、引継ぎ忘れのないよう配慮している。 ・子どもが安心して過ごせるよう、保育者がゆったりと関わり、子どもの好きな遊びが継続できるようにする流れを作っていくことを期待する。 		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保小連絡協議会があり、入学前に小学校教員と情報交換を行い幼保小連絡会を通して連携を図っている。 ・小学校との交流計画を作成し、夏にはプールを利用するなど小学校を訪問する機会や小学生と交流する機会をもち、小学校の生活を楽しくみることができるような配慮をしている。 ・小学校入学時に子どもや保護者が不安にならないように、就学を見通した保育内容や方法について配慮することを継続されたい。 		

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・HOICT（園業務支援システム）を利用しての連絡、健康管理確認書の確認、保護者からの伝達にて一人一人の毎日の健康状態を把握している。また、子どもの発熱、けが等については保護者と連絡を取り適切に対応している。翌日の登園時、電話でその後の状況を確認する等丁寧な配慮をしている。 ・保健年間計画に基づき、一人一人の健康状態に関する情報、既往歴を児童票に記入し、年度初めには保護者が確認している。 ・SIDSについて保護者にチラシを配付したり、職員会議で保育中の留意点など説明している。午睡中の睡眠チェックは記録に残している。 ・園内で発生した感染症の情報を保護者に伝わり易く掲示しており、流行防止に努めている。 		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断・歯科検診の結果は記録し管理するとともに、保護者にも個別に連絡している。健診時に欠席の場合は園医と連携し、後日、健診を受けられるようにしている。歯科検診の結果をふまえ、嘱託歯科医にフッ化物洗口、歯の健康について5歳児保護者対象の講演を依頼し、家庭での生活に活かす工夫をしている。 ・保育園の生活が子どもの健康保持、増進につながっていくことを積極的に情報発信し、保護者の意識を活性化されたい。 		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園時に子どものアレルギーについて保護者から聞き取り、アレルギーガイドラインに基づいて医師の指示に従い、適切な対応をとるようにしている。 ・今年度はアレルギー対応が必要な子どもはいないが、安全保育マニュアルに沿った訓練を実施している。 ・アレルギー疾患についての研修会等に参加し、最新の情報、知識を得るように努め、また、研修報告を通して共有するよう努められたい。 		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育計画、栽培計画に基づいて野菜の栽培・収穫を行い、調理・試食体験ができる取り組みを行っている。 ・給食参観の実施や給食サンプルの展示だけでなく、降園時にその日の食事の様子を保護者へ口頭で伝えたり、HOICT（園業務支援システム）で発信したりして家庭と連携して食育に努めている。 ・食事の配膳時、子どもが取りに来て自分で食べる量を加減できるようにしているが、並んで待つ時間が長くなり食事を食べ始めるまで時間がかかる様子があった。子どもが食事を待つことなく食べられよう、食事の在り方について職員で検討されたい。 		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a · b · c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保育の0、1、2歳児の給食についてはセンターで調理されたものを小さくし、安心、安全に食べられるようにしている。離乳食の子どもは自宅から持参している。 ・子どもに提供する前に園長または主任が検食をし、安心・安全に食べられる配慮がされている。 ・安城市の栄養士が献立を立てており、残菜調査の結果や食育指導の際の子どもの様子から献立や調理の工夫に反映している。 ・センター給食ではあるが、自園でできる食事・食育について検討を続け、子どもがおいしく安心して食べることができる楽しい食の提供を心がけられたい。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> ・ 毎日の登降園時、保護者に声を掛け話をするよう心がけている。利用者アンケートにも「先生とコミュニケーションが取りやすい」とあり、保護者との連携がスムーズにしていることが伝わる。 ・ 園だよりや写真掲示などで保育の内容や意図を知らせるよう心がけ、アンケートや日常の会話から理解を得られているかを確認している。保育参観、行事を通して子どもたちの生活を保護者に見てもらい成長を共有するよう努めている。			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> ・ 登園時には保育者が声をかけ、温かく受け入れをしている姿が見られた。保育者の連携もよくどの保護者にも分け隔てなく関わっており、日常の対応が、保護者の安心感、信頼感に繋がっていると感じる。 ・ 保護者から相談を受けた時は、園長、主任に報告をし助言を得て、保護者に返すようにしている。相談内容は職員会議等で伝達し情報を共有している。			
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ② ・ c
<コメント> ・ 月に1回の身体測定時に子どもの怪我の有無や発育状況を確認し、家庭での養育状況を把握している。 ・ 登降園時の子どもの様子、保護者の様子から気になることがあった場合は、職員間で情報を共有し虐待の予防に努めている。 ・ マニュアルの読み合わせをしたり、資料を使って勉強会を行ったり、児童虐待防止推進月間について保護者に周知したりなどしている。 ・ 細やかな気配りが必要になってくるので今後もよりいっそうの研鑽を積まれない。			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ③ ・ c
<コメント> ・ 園内研修にて、子どもの姿を捉え子どもの何を大切にするかカンファレンスを重ねながら、自分の保育の振り返りを行っている。 ・ 他の保育者の意見を聴く機会を持つことで保育者個々の課題に向き合い深める取り組みとなる。この取り組みがさらに保育実践や保育者の質向上に活かされるよう方法を検討し、構築されたい。 ・ 保育者の保育への気持ちを高めていくこと、それが保育の中で十分に発揮できるような園内研修や研修計画づくりを若手の保育者を中心に考えていかれることを期待する。			